

まちづくり構想（基本構想・基本計画）  
策定業務委託

公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年 3 月

柏市教育委員会  
教育総務部学校給食課

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
まちづくり構想（基本構想・基本計画）策定業務委託
- (2) 目的  
柏市（以下、本市という。）が実施する「まちづくり構想（基本構想・基本計画）策定業務委託（以下、本業務という。）に際し、防災食育センターについて専門的知識を有する者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。
- (3) 業務内容  
別紙「仕様書」のとおり
- (4) 期間  
契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 業務見積り上限金額  
14,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 2 参加資格要件

参加資格を有する者は、通知日から契約締結日までにおいて、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として登録されていること。
- (2) 普通地方公共団体又は、特別地方公共団体（特別区に限る）が発注した以下のア、イのいずれかの実績を有すること。  
ア 過去10年以内（平成28年度から令和7年度）に防災食育センターに関連する「まちづくり構想」の内、「基本計画」の策定業務を元請けとして完了した実績を有すること。  
イ 過去5年以内に4,000食以上の学校給食センター基本計画等業務の内、「基本設計」を元請けとして2件以上完了した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手續又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手續の申立てがなされている者に該当しないこと。
- (6) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。

## 3 全体スケジュール

日程	内容
令和8年3月30日（月）	公募開始 参加意思表示及び応募関係書類の受付開始
令和8年4月8日（水）	参加申込関係書類の受付終了

令和8年4月13日（月）	プロポーザル参加資格審査結果通知
令和8年4月14日（火）	質疑受付開始
令和8年4月17日（金）	質疑受付終了
令和8年4月24日（金）	質疑回答 ※柏市オフィシャルウェブページに掲載
令和8年4月27日（月）	企画提案書等の受付開始
令和8年5月13日（水）	企画提案書等の受付終了
令和8年5月15日（金）	一次審査（参加意思表示者が5者を上回る場合のみ実施）結果通知
令和8年5月25日（月）	提案に係るプレゼンテーション
令和8年6月1日（月）	審査結果通知 ※柏市オフィシャルウェブページに掲載
令和8年6月12日（金）	契約締結（予定）

#### 4 参加意思表示及び応募関係書類の提出

##### (1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出すること。

- ア 参加意思表示書（様式1）
- イ 業務受注実績書（様式2）
- ウ 業務受注実績書（様式2）の根拠となる契約書の写し
- エ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

##### (2) 受付期間

公募日から令和8年4月8日（水）まで

※受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

##### (3) 提出方法

以下「14 担当部署」に記載する部署へ郵送（必着）又は持参で提出すること。

##### (4) 審査結果

参加資格の審査を行い、令和8年4月13日（月）までに参加意思表示をした全ての者に対して、プロポーザル参加に係る合否を電子メールにより連絡する。

## 5 質疑

- (1) 提出書類  
質問書（様式4）を1部提出すること。
- (2) 受付期間  
令和8年4月14日（火）から17日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法  
柏市教育委員会 教育総務部 学校給食課まで電子メールで提出すること。  
（送信先：kyushoku@city.kashiwa.chiba.jp）  
メールの件名には「【質疑】まちづくり構想策定業務委託公募型プロポーザル」と記載し、送信後に以下「14 担当部署」に記載する連絡先へ必ず送信した旨を電話にて伝達すること。
- (4) 質疑回答  
質問に対する回答は、柏市オフィシャルウェブサイト上で、令和8年4月24日（金）17時15分までに公表する。
- (5) 留意事項
  - (7) 質問に対する回答は、参加を可とされた者による質問のみを対象とする。
  - (1) 質問に対する回答は、本要領及び要求水準書の追加又は修正とみなす。

## 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数  
次に掲げる書類を持参又は郵送にて、以下「14 担当部署」に記載する担当部署へ提出すること。
  - ア 提出書類
    - (7) 企画提案書（様式5）※任意様式でも可  
企画提案書（様式5）に掲げる各項目について、必要に応じて図等を用いてそれぞれ1～2ページ程度にまとめること。  
なお、課題等に対する考え方、提案等については具体的に記載すること。  
※提案書は、A4版、片面とすること。
    - (1) 会社概要書（様式6）  
次の(a)から(f)の事項が記載されたもの。ただし、会社案内（パンフレット）による代替でもよいこととする。
      - (a) 会社(法人)名
      - (b) 本社所在地
      - (c) 設立年月日
      - (d) 資本金
      - (e) 業務内容
      - (f) 担当者連絡先
    - (ウ) 業務実施体制表（様式7）
    - (エ) 主担当者の主要業務実績（様式8）
    - (オ) 見積書（A4版様式任意）  
金額及びその内訳を記載すること。
  - イ 提出部数
    - (7) 正本 各1部

- (イ) 副本 各10部 (複写可)
- (2) 受付期間  
令和8年4月27日(月)から5月13日(水)まで  
※受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 提出方法  
以下「14 担当部署」に記載する部署へ郵送(必着)又は持参で提出すること。
- (4) 一次審査(参加意思表明者が5者を上回る場合のみ)  
参加意思表明者が5者を上回る場合のみ、提出書類について別表「一次審査評価基準及び配点」に基づいて一次審査を実施する。審査結果は、「一次審査結果通知書」により、電子メールで令和8年5月15日(金)17時15分までに通知する。なお、参加意思表明者が5社を下回る場合においては、応募資格要件を満たしていることの確認をもって「一次審査結果通知書」により全ての参加意思表明者に対し「合格」として通知する。  
※電子メールは、参加意思表明書に記載のアドレスに通知する。
- (5) 一次審査評価基準及び配点

審査項目	評価基準	合否の基準
実績	①過去10年以内(平成28年度から令和7年度)の防災食育センターに関連する「まちづくり構想」の内、「基本計画」の策定に係る受注件数 ②過去5年以内に4,000食以上の学校給食センター基本計画等業務の内、「基本設計」の策定に係る受注件数	【ア】 評価基準①を満たす業者の内、受注件数の多い順に5社を合格とする。 【イ】(評価基準①を満たす業者が5社未満の場合) 評価基準②を満たす業者の内、受注件数の多い順に【ア】を満たす業者の次点から順位付けし、5社を合格とする。

※受注実績は元請けとして完了していること。

## 7 プレゼンテーション

- (1) 実施予定日  
令和8年5月25日(月)  
※詳細(開催時間を含む。)は別途通知する。
- (2) 実施場所  
柏市役所沼南庁舎5階 501会議室  
(〒277-8503 柏市大島田48番地1)
- (3) プレゼンテーションに係る時間  
35分程度(説明20分程度, 質疑応答15分程度)
- (4) プレゼンテーションに係る準備等  
ア プレゼンテーション当日の参加人数は各社3名以内とし、説明員は受注した場合の主担当者とする。こと。  
イ プレゼンテーションで使用する機材等は、全て提案者が持参するものとす

- る。(電源、テーブル、イス、スクリーンを除く。)
- ウ プレゼンテーションで使用する資料は、市へ提出した企画提案書又は、その概要版を使用すること。
- エ プレゼンテーションの順番は、担当部署が事前に抽選を行い決定する。
- (5) プレゼンテーションを実施する上での注意事項
- ア プレゼンテーションの際に使用する資料(プロジェクターで投影する資料等)の内容は全て企画提案書に含めること。企画提案書に記載がない内容の資料を使用することは認めない。
- イ 主担当者が説明員としてプレゼンテーションに出席しなかった場合は、特段の事情を除き、参加を辞退したものとみなす。
- (6) 審査結果
- 審査結果(得点及び順位)は、柏市オフィシャルウェブサイト上で、令和8年6月1日(月)17時15分までに公表する。(2位以降の業者名は公表しない。)
- 各業者の審査結果(得点及び順位)は、書面によりプレゼンテーションに参加した者に対し別途通知する。(1位及び自身の業者分のみ公表する。)
- なお、選考結果に関する問い合わせや異議等については一切応じない。

## 8 契約締結

- (1) 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、最優先順位の者と協議の上、随意契約により契約を締結する予定である。受託予定者と協議が整わない際は、審査の得点上位の者から順に同様の協議を行う場合がある。
- (2) 市は、契約締結後においても、契約者に本件プロポーザルにおける失格事項又は、不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

## 9 審査方法及び評価項目

- (1) 選定委員会
- 受託予定者の選定は、柏市プロポーザル方式選定委員会(まちづくり構想(基本構想・基本計画)策定業務委託)において行う。
- (2) 審査
- 選定委員会は、提出された企画提案書及びそれに関する質疑内容等について、別表「プレゼンテーション評価項目及び配点」に基づき審査を行う。
- (3) 受託予定者の選定
- 審査により、その提案内容(独自性、技術力、経験等)を総合的に評価し、最高点を獲得した応募者を受託予定者として選定する。最高点を獲得した応募者が複数いる場合は、委員長の数が高い応募者を選定する。その上で委員長の数が高い応募者が複数いる場合は、各委員の協議によって受託予定者を決定する。
- (4) 応募者が1者の場合の取扱い
- 応募が1者のみであった場合においても、審査を実施し、各選定委員が採点した合計点を合算(100点満点)し、最低基準点である60点以上(60%以上の評価)を獲得した提案者を選定する。

(5) プレゼンテーション評価項目及び配点

審査内容	評価項目	配点 (点)
業務遂行能力	ア 実績 イ 財政的健全性 ウ 業務実施体制 エ プレゼンテーション（主担当者の能力）	45
業務提案	ア 基本構想に関する提案 イ 基本計画に関する提案	45
経済性	価格	10
合計		100

1.0 書類作成にあたって

- (1) 質問書は日本語により作成すること。
- (2) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- (3) 提案書は、A4判、左綴じとすること。
- (4) 記入については、横書きとすること。

1.1 辞退について

参加意思表示をした後に参加を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の2日前までに、辞退届（様式9）を以下「1.4 担当部署」に記載する部署へ郵送又は持参で提出すること。この場合において、参加の辞退は撤回することができない。なお、応募書類の受付期間を経過しても提案書等の提出がない場合においても、参加を辞退したものとみなす。

辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の記載に虚偽または不正があった者。
- (2) 受付期間までに提案書類の提出がない者。
- (3) 参加資格の要件を満たさないことが判明した者。
- (4) 業務見積り上限金額を超える者。
- (5) 仕様を満たさない提案である者。
- (6) その他、提出に際して不正な行為があった又はこの募集要領に定める手続きによらなかった者。

1.3 留意事項

- (1) 費用負担等

提案書等の作成や提出、プレゼンテーション等に際して必要となる費用は、

提出者の負担とする。

また、提出書類及びプレゼンテーションに用いる資料中に、提出者以外の知的所有権等の権利に係る文章、写真、絵、図、表、映像及び音楽等が含まれるときは、提出者の費用負担と責任において、あらかじめ、当該知的所有権等の権利を有する者の許諾を得るものとする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 理由のいかんを問わず返却は行わない。

イ 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象となる。

ウ 本件プロポーザル以外の目的に使用することはない。

エ 選定作業時に必要な場合には、複製を作成することがある。

(3) 再委託等の禁止

原則として、受託業者の全部又は一部を第三者に対して再委託や再請負を行うことは禁止とする。再委託や再請負を行う場合は、あらかじめ、市と協議し承諾を得なければならない。

1.4 担当部署

〒277-8503

千葉県柏市大島田48番地1（沼南庁舎2階）

柏市教育委員会教育総務部学校給食課 担当：吉田・小泉

電話：04-7191-7376（直通）

FAX：04-7191-1212

E-Mail：kyushoku@city.kashiwa.chiba.jp